

令和3年度

狭山市教育委員会事務事業点検評価報告書

令和3年8月

目 次

	ページ
I 事務の点検評価の趣旨等	
1 点検評価の趣旨	1
2 点検評価の対象	1
II 教育委員会の事務の概要	
1 教育委員会関係の諸計画	1
2 令和2年度教育行政の取組と重点	2
3 教育委員会会議等の開催状況	2
4 教育委員会の予算・決算の状況（令和2年度）	6
III 令和2年度教育関連施策・事業の点検評価結果	
1 生涯学習の促進	7
（1）生涯学習の促進	7
（2）生涯スポーツの促進	9
2 学校教育の充実	11
（1）教育の内容と支援の充実	11
（2）教育環境の充実	14
（3）家庭や地域との連携	15
3 青少年の健全育成	17
（1）青少年の健全育成	17
4 人権と平和の尊重	18
（1）人権尊重意識の高揚	18
（2）平和意識の高揚	18
5 市民文化の振興と国際化への対応	19
（1）創造性豊かな文化の振興	19
IV 学識経験者の意見等	
1 とりくみ目標の点検評価について	21
2 教育全般について	25
[点検評価表等]	
○第4次狭山市総合計画前期基本計画に掲げた教育関連施策 の成果目標の点検評価表（20施策）	29
○令和3年度教育委員会事務事業点検評価（令和2年度実施 事務事業）評価表（34事務事業）	50

I 事務の点検評価の趣旨等

1 点検評価の趣旨

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表することが義務づけられています。

このため、狭山市教育委員会では、学識経験者の知見の活用を図り、教育委員会の事務の点検評価を実施しています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民に公表することにより説明責任を果たすために、事務の点検評価の結果を取りまとめたものです。

2 点検評価の対象

点検評価は、令和2年度末の事後評価とし、その対象は、次のとおりとします。

- ①第4次狭山市総合計画前期基本計画に掲げた教育関連施策のとりくみ目標
- ②第4次狭山市総合計画前期基本計画のとりくみ目標に関連して実施した教育関係の主な事業

II 教育委員会の事務の概要

1 教育委員会関係の諸計画

(1) 第4次総合計画前期基本計画・実施計画

第4次狭山市総合計画基本構想（計画期間：平成28年度から令和7年度）に基づき、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として、基本構想をもとに分野ごとに実施する施策の体系とその内容を示しています。前期基本計画において、教育文化の分野については、第5章教育文化～人を育み文化を創造するまちをめざして～のなかで、①生涯学習の促進、②学校教育の充実、③青少年の健全育成、④人権と平和の尊重、⑤市民文化の振興と国際化への対応の5つの節を掲げるとともに、それぞれの節ごとに具体的な施策を掲げています。また、基本計画をもとに、向こう3か年で実施する事業を具体的に示した実施計画を定めています。

(2) 第2次教育振興基本計画

第2次教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、国や県の教育振興基本計画を参酌し、第4次総合計画前期基本計画を上位計画とし、他の関連計画とも整合性を図り策定したものです。

平成28年度から令和2年度までの5か年を計画期間とし、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」を教育の基本理念に掲げ、「生きる力を備え 未来へはばたく “さやまっ子”の育成」を学校教育の基本方針とし、また、「学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進」を生涯学習の基本方針として、今後展開する教育施策の柱となる基本目標と具体的な取り組みを定めています。

(3) 第5次生涯学習基本計画

第5次生涯学習基本計画は、第4次の計画が平成28年3月をもって終了したことから、同時期に策定した教育振興基本計画との整合を図るなかで、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として策定したものです。

計画では、基本目標を「自己を磨き 社会を支える 豊かな学びの振興」と定めるとともに、これの実現に向けて、3つの施策ごとに具体的な取り組みを定めてい

ます。

2 令和2年度教育行政の取組と重点

教育委員会では、毎年、教育振興基本計画の体系に沿って、教育行政として取り組む具体的な内容と重点を、教育行政の取組と重点として定めています。

3 教育委員会会議等の開催状況

令和2年度における教育委員会会議及び教育委員会が所掌する各種審議会等の開催状況は、次のとおりです。

(1) 教育委員会会議（教育委員関係）

① 定例会

区 分	期 日	付 議 事 件
令和2年 第4回	4月24日	狭山市社会教育委員の委嘱について ほか8件
第5回	5月26日	令和2年度狭山市一般会計補正予算（第3号）-教育費 ほか1件
第6回	6月26日	狭山市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則 ほか4 件
第7回	7月27日	令和3年度使用中学校教科用図書の採択について
第8回	8月21日	狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例 ほか5件
第9回	9月30日	令和3年度当初狭山市立小・中学校教職員人事異動方針及び 令和3年度当初狭山市立小・中学校教職員人事異動細部事項 について
第10回	10月23日	令和3年度当初市立幼稚園教諭人事異動の方針について
第11回	11月24日	狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館の指定 管理者の指定について ほか6件
第12回	12月22日	報告事項のみ
令和3年 第1回	1月26日	報告事項のみ
第2回	2月18日	令和2年度狭山市一般会計補正予算（第12号）-教育費 ほか4件
第3回	3月26日	狭山市教育委員会における申請書等の押印の省略に関する 規則 ほか4件

②臨時会

区 分	期 日	付 議 事 件
令和2年 第1回	5月12日	令和2年度狭山市一般会計補正予算（第2号）－教育費
第2回	6月19日	令和2年度狭山市一般会計補正予算（第5号）－教育費

③総合教育会議

区 分	期 日	審 議 事 項
第1回	令和2年 9月30日	第3次狭山市教育振興基本計画の策定について

④学校訪問

区 分	期 日	訪 問 場 所
学校指導 訪問	10月14日～ 令和3年 1月27日	広瀬小学校、狭山台中学校、富士見小学校、御狩場小学校、堀兼中学校、狭山台小学校、山王小学校、入間川小学校、入間野中学校、柏原中学校、笹井小学校
研究委嘱 発表	(校内発表・紙面 発表のみ)	山王中学校、新狭山小学校、柏原小学校、水富小学校、南小学校、西中学校

⑤視察研修等 実施せず

(2) 各種審議会等

①社会教育委員会

区 分	期 日	審 議 事 項
第1回	6月30日	社会教育委員が関係する各種審議会委員について ほか4件
第2回	8月18日	第6次狭山市生涯学習基本計画策定について
第3回	11月17日	第3次狭山市教育振興基本計画の策定方針について ほか1件

②富士見集会所運営審議会

区 分	期 日	審 議 事 項
第1回	7月31日	令和元年度事業報告について ほか3件
第2回	令和3年3月 書面での意見聴取	令和3年度運営方針（案）について ほか2件

③文化財保護審議会

区 分	期 日	審 議 事 項
第 1 回	7 月 31 日	令和元年度事業報告について ほか 1 件
第 2 回	令和 3 年 3 月 23 日	令和 3 年度予算について ほか 2 件

④スポーツ推進審議会

区 分	期 日	審 議 事 項
第 1 回	7 月 14 日	狭山市スポーツ推進計画事業計画について ほか 2 件
第 2 回	11 月 16 日	第 3 次狭山市教育振興基本計画策定方針について ほか 2 件
第 3 回	令和 3 年 3 月 書面での意見聴取	令和 2 年度社会体育関連事業実施状況について ほか 1 件

⑤スポーツ推進委員会議

区 分	期 日	審 議 事 項
第 1 回	4 月 資料送付	令和 2 年度スポーツ・レクリエーション事業計画について ほか 1 件
第 2 回	9 月 10 日	教育委員会等主催事業への協力要請について ほか 1 件
第 3 回	12 月 資料送付	教育委員会主催事業の報告について
第 4 回	令和 3 年 3 月 資料送付	令和 3 年度教育委員会主催事業の予定について ほか 1 件

⑥博物館協議会

区 分	期 日	審 議 事 項
第 1 回	8 月 4 日	令和元年度事業報告について ほか 1 件
第 2 回	令和 3 年 3 月 29 日	令和 2 年度事業報告について ほか 2 件

⑦図書館協議会

区 分	期 日	審 議 事 項
第 1 回	7 月 29 日	令和元年度事業報告について ほか 3 件
第 2 回	令和 3 年 3 月 書面での意見聴取	令和 2 年度事業報告について ほか 1 件

⑧公民館運営審議会

区分	期日	審議事項
第1回	5月 書面での意見聴取	各公民館の令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画について ほか1件
第2回	11月12日	各公民館の令和2年度上半期事業報告について ほか1件
第3回	令和3年 3月18日	令和3年度公民館事業の概要 ほか3件

⑨学校給食センター運営委員会

区分	期日	審議事項
第1回	7月 資料送付	令和元年度事業実績報告書について ほか3件
第2回	令和3年3月 資料送付	令和3年度事業計画（案）について ほか4件

⑩いじめ問題対策連絡協議会

区分	期日	審議事項
第1回	令和3年 2月12日	いじめの定義と認知について ほか4件

⑪いじめ問題審議・調査委員会

区分	期日	審議事項
第1回	8月27日	いじめ重大事態の報告 ほか3件
第2回	令和3年 3月18日	狭山市のいじめ等の現状について ほか3件

⑫青少年問題協議会 開催なし

⑬その他

教育委員会では、教育委員会会議や各種審議会以外にも、市民の意見等を事業の推進に反映させるため、各種協議会等を設置しています。

4 教育委員会の予算・決算の状況（令和2年度）

令和2年度教育費（歳出）の当初予算額は4,993,484,000円で、一般会計歳出総額に対する構成比は10.36%であり、同じく決算額は5,212,206,609円で、構成比は8.21%となりました。

費 目	当初予算額（円）	決 算 額（円）
一般会計（歳出）総額	48,202,000,000	63,513,354,519
10 款 教育費	4,993,484,000	5,212,206,609
1 項 教育総務費	731,503,000	733,488,999
1 目 教育委員会費	4,251,000	3,824,500
2 目 事務局費	388,974,000	381,660,816
3 目 教育指導費	134,646,000	148,326,829
4 目 教育センター費	203,632,000	199,676,854
2 項 小学校費	1,419,071,000	1,766,164,598
1 目 学校管理費	430,027,000	675,628,146
2 目 教育振興費	160,232,000	152,934,470
3 目 学童保育室費	344,572,000	327,745,144
4 目 学校施設整備費	484,240,000	609,856,838
3 項 中学校費	574,991,000	672,300,901
1 目 学校管理費	270,628,000	388,080,832
2 目 教育振興費	88,354,000	79,093,164
3 目 学校施設整備費	216,009,000	205,126,905
4 項 幼稚園費	125,635,000	113,872,948
1 目 幼稚園費	125,635,000	113,872,948
5 項 社会教育費	782,793,000	737,573,305
1 目 社会教育総務費	119,673,000	103,303,709
2 目 文化財保護費	37,112,000	30,218,571
3 目 富士見集会所費	26,724,000	24,111,303
4 目 公民館費	234,621,000	216,543,899
5 目 図書館費	288,070,000	285,212,623
6 目 博物館費	76,593,000	78,183,200
6 項 保健体育費	1,359,491,000	1,188,805,858
1 目 保健体育総務費	51,017,000	44,059,800
2 目 学校保健費	61,875,000	58,891,893
3 目 スポーツ振興費	16,411,000	7,078,329
4 目 スポーツ施設費	396,008,000	247,594,940
5 目 学校給食センター費	834,180,000	831,180,896

Ⅲ 令和2年度教育関連施策・事務事業の点検評価結果

第4次狭山市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）に掲げられた教育関連施策のとりくみ目標の令和2年度末における達成状況とその評価及びこれに関連して実施した教育関係の主な事務事業の評価は、次のとおりです。

なお、枠で囲ってある前期基本計画のとりくみ目標の評価の具体的内容及び枠の下に★印で記載してある教育関係の主な事務事業の評価の具体的内容については、別添の「とりくみ目標の点検評価表」及び「事務事業点検評価表」を参照してください。とりくみ目標の整理番号はL-1～L-20、主な事業の整理番号は1～33です。

1 生涯学習の促進

(1) 生涯学習の促進

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-1）

生涯学習を月に一回以上行っている市民の割合

実績値（平成26年度） 32.6%

目標値（令和2年度） 40.0%

令和2年度末の達成状況 -%

（達成状況とその評価）

令和2年度は、アンケート調査を実施しておらず、達成状況の把握は困難である。

今後も、生涯学習情報提供の一層の充実に努めるほか、公民館や富士見集会所などにおける地域ごとの特色を生かした事業を展開していくことにより生涯学習への参加を促進していく。

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-2）

生涯学習の成果を自分以外のために活かしたことのある市民の割合

実績値（平成26年度） 21.4%

目標値（令和2年度） 30.0%

令和2年度末の達成状況 -%

（達成状況とその評価）

令和2年度はアンケート調査を実施しておらず、達成状況の把握は困難である。

今後も、生涯学習関連施設や団体と連携して、生涯学習の成果を活かす取り組みを促進していく必要がある。

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-3）

生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数

実績値（平成26年度） 188,329人

目標値（令和2年度） 191,200人

令和2年度末の達成状況 48,309人

（達成状況とその評価）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業を中止せざるを得ない状況が続いたことにより、社会教育課や集会所、公民館等における生涯学習、社会教育に関する事業の実施件数及び参加者数は大幅な減少となり、目標値の達成には至らなかった。

今後も、各種講座の周知・PRを積極的に行なうとともに、各施設における講座の充実及び開催数の確保に努め、市民と協働して事業を進めていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、オンラインによる講座やイベントの実施についても検討を進めて行く必要がある。

1) 生涯学習活動の支援体制の充実

2) 生涯学習の機会や場の充実

★生涯学習推進事業（整理番号1）

⇒必要性：非常に高い、効率性：高い

★公民館管理事業（整理番号2）

⇒必要性：普通、効率性：高い

★公民館講座等運営事業（整理番号3）

⇒必要性：高い、効率性：高い

★図書館管理事業（整理番号4）

⇒必要性：高い、効率性：高い

★博物館管理事業（整理番号5）

⇒必要性：高い、効率性：高い

★レファレンスサービス（資料相談業務）事業（整理番号6）

⇒必要性：高い、効率性：高い

3) 生涯学習の成果の活用

★生涯学習推進事業（整理番号1）

⇒必要性：非常に高い、効率性：高い

(2) 生涯スポーツの促進

前期基本計画における「とりくみ目標」(整理番号L-4)

週1回以上スポーツを実施する市民の割合

実績値(平成26年度) 39.3%

目標値(令和2年度) 50.0%

令和2年度末の達成状況 - %

(達成状況とその評価)

令和2年度はアンケート調査を実施しておらず、達成状況の把握は難しいが、今後も、各種スポーツ教室、行事の充実やスポーツ環境の整備を図るとともに、多様なスポーツへの参加機会を拡充するなどして、市民のスポーツの実施率の向上を図っていく必要がある。

前期基本計画における「とりくみ目標」(整理番号L-5)

過去1年の間に本市のスポーツ施設を利用したことのある市民の割合

実績値(平成26年度) 25.9%

目標値(令和2年度) 30.0%

令和2年度末の達成状況 - %

(達成状況とその評価)

令和2年度はアンケート調査を実施しておらず、達成状況の把握は難しいが、公共スポーツ施設利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に比べ約334,684人減少した。

今後も、スポーツ教室等のスポーツに関する情報提供の充実を図るとともに、各種スポーツ・レクリエーション団体のより一層の活性化を図り、施設の有効利用の促進を図っていく必要がある。

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-6）

スポーツ教室・行事への参加者数

実績値（平成26年度） 1, 876人

目標値（令和2年度） 2, 200人

令和2年度末の達成状況 380人

（達成状況とその評価）

令和2年度は、スポーツ教室参加者342人と行事参加者38人の計380人で、目標値よりも1, 820人下回り、平成26年度実績値との比較においても1, 496人減少している。

参加者数の減少の原因は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった事業があったことである。

1) 市民のスポーツ活動の促進

★市民スポーツ促進事業（整理番号7）

⇒必要性：非常に高い、効率性：高い

2) 競技スポーツの振興

★競技スポーツ振興事業（整理番号8）

⇒必要性：非常に高い、効率性：高い

3) スポーツ施設の充実

2 学校教育の充実

(1) 教育の内容と支援の充実

前期基本計画における「とりくみ目標」(整理番号L-7)

全国学力・学習状況調査の平均正答率

実績値(平成26年度)

科目	小学校		中学校	
	狭山市	全国	狭山市	全国
国語A	71.0	72.9	78.7	79.4
国語B	54.2	55.5	51.2	51.0
算数・数学A	77.0	78.1	66.3	67.4
算数・数学B	56.9	58.2	59.1	59.8

目標値(令和2年度) 全項目で全国平均値を上回る

令和2年度末の達成状況

科目	小学校		中学校	
	狭山市	全国	狭山市	全国
国語				
算数				
英語				

(達成状況とその評価)

全国学力・学習状況調査が未実施のため比較できない。

前期基本計画における「とりくみ目標」(整理番号L-8)

埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度

実績値(平成26年度)

未実施

目標値(令和2年度)

全項目で県平均値を上回る

令和2年度末の達成状況

詳細は、L-8表参照

(達成状況とその評価)

調査学年小4～中3まで全12項目、合計72項目中目標達成は47項目であり、達成率は65.2%である。継続して、取組を行う。

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-9）

新体力テストの5段階総合評価のうち上位3ランク（A・B・C）の児童生徒の割合

実績値（平成26年度）	（小学校）80.1% （中学校）84.8%
目標値（令和2年度）	（小学校）80.0% （中学校）85.0%
令和2年度末の達成状況	（小学校）実施できず （中学校）実施できず

（達成状況とその評価）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新体力テストが実施できなかった。児童生徒の体力向上のため、引き続き指導していく。

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-10）

いじめの認知件数と解消率及び不登校児童生徒の学校復帰率

実績値（平成26年度）	いじめ解消率95% 不登校児童生徒の学校復帰率30%
目標値（令和2年度）	いじめ解消率100% 不登校児童生徒の学校復帰率55%
令和2年度末の達成状況	いじめ解消率80% 不登校児童生徒の学校復帰率31%

（達成状況とその評価）

- ・いじめの解消率は、目標値より低い水準にとどまった。平成29年3月にいじめ解消の定義が変更されたことによる。
- ・不登校児童生徒数の復帰率については、昨年度よりも若干上昇した。
- ・目標値達成に向けて、生徒指導研修会、生徒指導担当訪問等で引き続き指導していく。

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-11）

全国学力・学習状況調査において、学校に行くのが楽しいと
答えた児童生徒の割合

実績値（平成26年度）

	小学校	中学校
狭山市	84.8	80.3
埼玉県	87.8	82.3
全国	86.6	82.4

目標値（令和2年度）

全国・県平均値を上回る

令和2年度末の達成状況

	小学校	中学校
狭山市		
埼玉県		
全国		

（達成状況とその評価）

全国学力学習状況調査が未実施のため、比較できない。

1) 教育指導の充実

★教育活動事業（整理番号9）

⇒必要性：高い、効率性：低い

★学力向上推進事業（整理番号10）

⇒必要性：非常に高い、効率性：普通

2) 特別支援教育の充実

3) 幼児教育の充実

4) 連携教育の推進

5) 教職員の資質の向上

★教職員研修事業（整理番号11）

⇒必要性：非常に高い、効率性：高い

★調査研究事業（整理番号12）

⇒必要性：非常に高い、効率性：高い

6) 教育活動支援の充実

★小学校文化・スポーツ活動支援事業（整理番号13）

⇒必要性：非常に高い、効率性：非常に高い

★中学校文化・スポーツ活動支援事業（教育総務課分）（整理番号14）

⇒必要性：非常に高い、効率性：非常に高い

★中学校文化・スポーツ活動支援事業（教育指導課分）（整理番号15）

⇒必要性：非常に高い、効率性：高い

★介助員（特別支援教育）配置事業（整理番号16）

⇒必要性：高い、効率性：普通

★教育指導支援事業（整理番号17）

⇒必要性：非常に高い、効率性：非常に高い

★教育相談事業（整理番号18）

⇒必要性：非常に高い、効率性：低い

7) 就学支援の充実

★小学校就学援助事業（整理番号19）

⇒必要性：非常に高い、効率性：非常に高い

★中学校就学援助事業（整理番号20）

⇒必要性：非常に高い、効率性：非常に高い

★奨学金貸与事業（整理番号21）

⇒必要性：非常に高い、効率性：非常に高い

8) 学校評価の充実

(2) 教育環境の充実

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-12）

幼稚園の園舎や小中学校の校舎などの長寿命化改修の実施校（園）数（平成26年度以降の累計）

実績値（平成26年度） 0校（園）

目標値（令和2年度） 7校（園）

令和2年度末の達成状況 0校（園）

（達成状況とその評価）

学校施設の中長期的な維持管理コストの縮減や予算の平準化に努め、継続的な施設整備を行い、学校施設に求められる教育機能を確保するため策定する「狭山市学校施設長寿命化計画」の素案をまとめた。

なお、令和2年度は、当長寿命化計画の部位改修に該当する小学校5校分の児童用トイレ改修を実施した。

今後は、当長寿命化計画に位置付けた長寿命化改修等と、小・中学校の規模と配置の適正化の具体的な内容との整合を図りつつ、合理的な改修工事を実施し、継続的な施設整備に努めていく。

- 1) 校舎などの改修の推進
 - ★小学校校舎等改修事業（整理番号 2 2）
⇒必要性：非常に高い、効率性：普通
 - ★中学校校舎等改修事業（整理番号 2 3）
⇒必要性：非常に高い、効率性：普通
 - ★学童保育室改修整備事業（整理番号 2 4）
⇒必要性：非常に高い、効率性：普通
- 2) 学校図書館の充実
- 3) 学校給食の充実
- 4) 学校 I C T 環境の充実
 - ★情報ネットワーク運用事業（整理番号 2 5）
⇒必要性：非常に高い、効率性：低い
- 5) 学校の規模と配置の適正化

(3) 家庭や地域との連携

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号 L - 1 3）

学校支援ボランティアの派遣人数（延べ人数）

実績値（平成 2 6 年度）	3 9 2 人
目標値（令和 2 年度）	5 0 0 人
令和 2 年度末の達成状況	4 6 人

（達成状況とその評価）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、思うような学習支援ができず、目標値の達成に至らなかったが、その中でも、感染症対策を行い、子どもと対面しての支援だけでなく、別室で宿題の丸付を行うなどの後方支援を行い、延べ人数 4 6 人のボランティアを派遣し、延べ 1, 2 6 7 時間の支援を行った。

今後も引き続き、ボランティアの登録を促進するとともに、学校と連携して学校支援ボランティアセンターの活動の充実を図る必要がある。

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-14）

学校応援団の活動人数

実績値（平成26年度）	50,742人
目標値（令和2年度）	52,000人
令和2年度末の達成状況	50,148人

（達成状況とその評価）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、例年どおりの活動ができず、当初の目標値の達成には至らなかったが、保護者や地域住民などが、登下校の見守り、安全指導など、出来る範囲での活動に取り組み、参加することで、前年度に比べても大幅な減少とはならなかった。

今後も、保護者や地域住民などの多様な人材が活躍できる仕組みづくりを推進し、学校応援団の活動がより活発になるように支援を進めていく必要がある。

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-15）

地域子ども教室への参加人数

実績値（平成26年度）	10,133人
目標値（令和2年度）	10,500人
令和2年度末の達成状況	0人

（達成状況とその評価）

11教室、年間102回の開催を予定したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、教室開催を断念した結果、目標値の達成には至らなかった。

今後も、各教室の運営支援を図るとともに、学校、PTA、地域の青少年育成活動団体などと連携し、学校教育では提供できない様々な活動内容の充実に取り組んでいく必要がある。

- 1) 学校公開などの推進
- 2) 学校運営への参加の促進
- 3) 地域による学校支援の充実

★学校支援事業（整理番号26）

⇒必要性：非常に高い、効率性：非常に高い

- 4) 家庭教育の啓発活動の充実

★家庭教育支援事業（整理番号27）

⇒必要性：高い、効率性：非常に高い

5) 地域における教育活動の充実

★地域子ども教室推進事業（整理番号28）

⇒必要性：高い、効率性：高い

3 青少年の健全育成

(1) 青少年の健全育成

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-16）

青少年健全育成活動事業への参加者数

実績値（平成26年度） 2,650人

目標値（令和2年度） 2,900人

令和2年度末の達成状況 0人

（達成状況とその評価）

例年は、青少年の健全育成を目的とした各種事業を展開していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参加型の事業を中止したため、目標の達成に至らなかった。

今後は、各団体の新型コロナウイルス感染症への対策を講じた安心安全な事業の運営を支援するとともに、青少年の健全育成に有益な事業の在り方について検討を進めていく必要がある。

1) 健全育成活動の充実

★青少年健全育成事業（整理番号29）

⇒必要性：非常に高い、効率性：高い

2) 健全育成の環境整備

4 人権と平和の尊重

(1) 人権尊重意識の高揚

前期基本計画における「とりくみ目標」(整理番号L-17)

人権教育に関する事業への参加者数

実績値(平成26年度)	4,648人
目標値(令和2年度)	4,800人
令和2年度末の達成状況	2,352人

(達成状況とその評価)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事業を中止せざるを得ない状況が続いたことにより、社会教育課や公民館、集会所等における人権教育事業の実施件数及び参加者数は大幅な減少となり、目標値の達成には至らなかった。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、関係機関と連携し、市民の人権尊重意識の高揚を図っていく必要がある。

また、オンラインによる研修会の実施や動画配信による情報提供について検討を進めていく必要がある。

2) 人権教育の推進

★人権施策推進事業(整理番号30)

⇒必要性：非常に高い、効率性：非常に高い

(2) 平和意識の高揚

前期基本計画における「とりくみ目標」(整理番号L-18)

平和関連事業への参加者数

実績値(平成26年度)	482人
目標値(令和2年度)	530人
令和2年度末の達成状況	398人

(達成状況とその評価)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業の中止や参加人数の制限を行ったことにより、目標値の達成には至らなかった。

今後も、公民館、図書館、博物館等と連携して、若年層にも興味を持ってもらえるような企画を実施するなど、平和関連事業の拡充を図り、平和意識を次世代に引き継ぎ、市民全体の平和に対する意識の高揚を図っていく必要がある。

1) 平和に対する意識の高揚

★平和意識高揚事業（整理番号31）

⇒必要性：高い、効率性：高い

5 市民文化の振興と国際化への対応

(1) 創造性豊かな文化の振興

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-19）

市民文化祭への参加団体数

実績値（平成26年度） 657団体

目標値（令和2年度） 670団体

令和2年度末の達成状況 0団体

（達成状況とその評価）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度は市民文化祭を中止したため、目標値の達成には至らなかった。

なお、代替事業として、各公民館会場等が工夫をしながら市民の文化活動の促進を図ることを目的とした作品展等を行った。

今後も、地域に根ざした文化の振興を図るうえで、市民の芸術・文化活動の促進及び生涯学習活動の成果を発表する場として、市民文化祭への参加を促進していくとともに、ポスター及びプログラム、ホームページ等、様々な媒体によるPRを行い、市民文化祭の周知に努めていく必要がある。

前期基本計画における「とりくみ目標」（整理番号L-20）

文化財を活用した事業件数

実績値（平成26年度） 3件

目標値（令和2年度） 6件

令和2年度末の達成状況 4件

（達成状況とその評価）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止した事業が多く、実施した事業件数は4件（小学校における出張授業及び出前講座各1回、文化財防火デー啓発資料の作成及び配布、文化財講演会の動画配信）にとどまり、目標値には届かなかった。

今後も、文化財に対する愛護意識を育むため、小中学校への出張授業や文化財保護活動参加事業などを実施し、若年層への啓発に取り組む必要がある。

また、郷土の歴史について、インターネット上で学べる動画を作成、配信するなど、市民ニーズに合致した学びの環境づくりに取り組んでいく必要がある。

1) 市民が創る文化活動の促進

★文化活動促進事業（整理番号32）

⇒必要性：非常に高い、効率性：非常に高い

2) 文化財の保存・継承と公開や活用

★文化財保護事業（整理番号33）

⇒必要性：高い、効率性：普通

★文化財発掘調査事業（整理番号34）

⇒必要性：非常に高い、効率性：普通

IV 学識経験者の意見等

点検評価の結果について、学識経験者2名から意見等を聴取しました。
意見等の主な内容は、次のとおりです。

1 とりくみ目標の点検評価について

例年、成果目標とその達成度と今後の取り組みに対して、項目ごとにコメントをさせていただいていたところであるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による感染拡大防止の観点から教育関連の政策を進めることが困難な状況にあったことが点検評価からうかがえ、項目ごとのコメントに先立って全体に対してコメントする必要があると思料した。

新型コロナウイルス感染症の国際的な感染拡大、そしてまたそれに伴う日本での感染拡大という事態を前に、私たちのあらゆる活動は制限を強いられることになった。とりわけ、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）を確認したばかりの人類にとってそれとどう向き合えばよいのかの指針を見出せないなかで、全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に対する臨時休校措置要請、緊急事態宣言の発出など、人と人が接触しないこと以外に感染防止の方策が十分に見出せなかったのが令和2年度前半であったといっても正鵠を失しまい。その後、徐々に感染拡大防止にどのような行動制限が必要なのかが明らかになるにつれ、諸々の活動が再開されたが、それでも「不要不急」の活動は制限され続け、現在に至っている。

このことから2点を指摘しておきたい。第1に、地方公共団体が担うあらゆる教育的事業は本来「不要不急」ではない、すなわち継続的に実施される必要があるものであるはずだが、現下の状況において活動制限によって実施しないことが常態化していくことが危惧される。すなわち、コロナ禍（さしあたって新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会状況全般とする）において「不要不急」として仕分けられた活動がポスト・コロナの時代（さしあたって新型コロナウイルス感染症の終息後に到来する時代とする）においても不要な活動とみなされかねない。確かに、「不要不急」な活動がありうることも否定はしないが、本事務事業点検評価の対象となっているのは、第4次狭山市総合計画に掲げられた成果目標に準拠するものであって、それらがポスト・コロナの時代において「不要不急」として仕分けられることがないように、その必要性を再確認するとともに、時代に即した新たな在り方も模索することが必要であろう。

第2に、計画の弾力的運用の必要性である。今回のような事態が今後どの程度生じるのかは定かではないが、このような大きな条件の変化が生じたときには計画の延長や年次評価の延期なども視野に入れた柔軟な対応も視野に入れて計画の遂行に当たる必要があると思われる。本計画は狭山市の「基本構想」の実現のために実施されるものであって、計画の年次実施が目的化されないことが肝要である。

コロナ禍においてこれまでにない対応が求められたなか、狭山市及び同教育委員会の御苦勞には頭が下がるばかりであり、その適切かつ迅速な対応に敬意を表するところである。ただ、それでも、今後生じうる事態に向けて、全体を通じて上記の

2点については御検討をお願いするところである。

L-1 生涯学習を月に一回以上行っている市民の割合

「子供から高齢者まで」および「障害の有無に関わらず」実施するという、誰にでも開かれていることは生涯学習を進めるうえで最も重要な点であるといえる。とりわけコロナ禍においてどのような生涯学習の取り組みが可能であるのかをより広く啓蒙することが必要である。

L-2 生涯学習の成果を自分以外のために活かしたことのある市民の割合

教育基本法において「成果を適切に生かす」ことが求められる生涯学習において、そのための施策が市には求められるが、学校支援ボランティアセンターや学校応援団など学校支援の取り組みや地区センターやさやま市民大学でのまちづくりの取り組みを市民に提供している点は評価できる。人と人とのつながりを生むことが生涯学習にとっては重要であることから、ポスト・コロナの時代を目指して、より広く成果を生かすことができる場を市として提供することを期待したい。

L-3 生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数

生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数について令和元年時点で目標値を達成していたことからコロナ禍でなければ令和2年度も達成していたことと思われる。それだけに残念な結果であるが、今後の取り組みとして「オンラインによる講座」などを検討するなど、ポスト・コロナの時代の生涯学習のあり方を模索している点は評価できる。

L-4 週1回以上スポーツを実施する市民の割合

「生涯スポーツ」は競技のみに限定されない拡がり求められるはずである。とはいえ、コロナ禍では人と人が接触する可能性が高いスポーツを実施することには困難であったことと推察される。今後の取り組みとしてあげられた「SNS等を活用した情報」の発信なども行いつつ「誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる」ような啓蒙活動を期待したい。

L-5 過去1年の間に本市のスポーツ施設を利用したことのある市民の割合

人と人の接触の可能性が高くなるスポーツ施設の利用状況がコロナ禍において大幅に減じることは致し方がない。ただ、ポスト・コロナの時代においてこれらのスポーツ施設がどのように利用可能なのかについて従来のスポーツ教室等だけではなく、それらとは異なる施設利用の促進方策を考えていただきたい。

L-6 スポーツ教室・行事への参加者数

本項目はコロナ禍以前から低調に推移してきたが、コロナ禍において実施に至っていない事業があることもあり、目標値を大幅に割り込むことになっている。ただ、

コロナ禍において市民に多様なニーズがあることがより明確になったともみることができはらずであり、そうしたニーズに応じた事業の設定を期待したい。

L-7 全国学力・学習状況調査の平均正答率

全国学力学習状況調査は、同一の学習集団を対象とした調査ではなく、当該年度の小学校第6学年、中学校第3学年を対象として実施されるものであるため、未実施であった令和2年度での達成が可能であったかどうかを推測することは困難である。ただ、達成・未達成を問わず、学校教育において成果をあげるために長期的な取り組みが必要であることは言を俟たない。教師の授業力向上、学修習慣の確立等のもとより、「令和の日本型学校教育」のなかで求められる「個別最適な学び」を1人1台端末を活用していかに実現するかを研究にとどまらず、実施していくことが求められる。

L-8 埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度

令和2年度段階で目標値未達であり、特に小学校段階での未達率が高い。このことは小学校から中学校へと継続した指導の成果とみることができなくもないが、しかしながら、未達率が小学校6年生において高いことから、別の理由が考えられるべきであろう。道徳教育を通じた指導の充実を掲げているが、これらの項目は行動として現れることが求められていることから、日頃からの指導を丁寧に行うことが重要である。

L-9 新体力テストの5段階総合評価のうち上位3ランク（A・B・C）の児童生徒の割合

本項目は令和元年度において目標値を達成しており、令和2年度も達成できたか、それに近い水準を維持できたことが予想される。今後もその水準を維持するために、早期からの取り組みが肝要であり、今後の取り組みとしてあげられている「幼稚園」ととどまらず、他部署と連携し、就学前の子どもを対象とした取り組みを期待したい。

L-10 いじめの認知件数と解消率及び不登校児童生徒の学校復帰率

いじめは、深刻化してからではなく早期発見・早期対応、さらには、未然防止、いじめが起こりにくい学校・学級づくりと、対応は早ければ早いほどよいのはいうまでもないが、どれだけ対応してもいじめは生じてしまうものでもある。もちろん、いじめが重大な人権侵害であることからすれば、いじめ解消率100%を目指す必要はあるが、目標を掲げつつも、達成が難しいことも認めざるを得ない。その点では現実を受け止めた点検評価がなされている点をまずは評価したい。とはいえ、当事者からすると、深刻な事態であることから、さらなる取り組みを求めたい。いじめられている児童生徒の立場に立って、早期発見・早期対応、さらにはいじめが起こりにくい学校・学級づくりを進めていただくことを期待する。また、不登校児童生徒

については、児童生徒の社会的自立が目指されるべきであり、スクールカウンセラー、相談員、スクールソーシャルワーカー、こども支援課等と連携し、不登校児童生徒に寄り添った支援を求めたい。

L-11 全国学力・学習状況調査において、学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合

「学校に行くのが楽しい」と感じるかどうかは児童生徒が学校を居場所、学びの場としてみなしているかどうかの重要な指標である。令和2年度は実施されていないが、児童生徒が安心して学習できる環境は多様な価値や在り方を認める学校・学級づくりを基礎として行われなければならないことを再確認した取り組みを期待したい。

L-12 幼稚園の園舎や小中学校の校舎などの長寿命化改修の実施校（園）数 （平成26年度以降の累計）

「学校施設長寿命化計画」に基づき、小学校5校分の児童用トイレの改修が進んだことを評価したい。

L-13 学校支援ボランティアの派遣人数（延べ人数）

目標値には及ばないものの、コロナ禍における学校支援ボランティアの在り方を模索し、別室での採点等の後方支援なども取り入れている点は評価できる。ただ、学校支援ボランティアは学校の業務を軽減するという目的ばかりではなく、2017、2018（平成29、30）年告示学習指導要領で「社会に開かれた教育課程」が求められていること、すなわち多様な価値観が行き交う学校への転換を求めていることを踏まえると、さまざまな場での、さまざまな形でのボランティアの活用が求められているといえる。地域の潜在的な教育力をはじめとしたさまざまな力を効果的に開発、組織化するために学校支援ボランティアセンターがさらに機能することを期待したい。

L-14 学校応援団の活動人数

すべての小・中学校にコーディネーターを配置し、コロナ禍にかかわらず、学校応援団の活動人数も目標値には及ばないものの、平成26年度の実績値並となっていることは評価できる。地域学校協働活動が制度化され、学校は今後さらなる地域との連携が期待される。学校と連携して取り組む活動を学校・地域との話し合いのなかで見出していき、学校応援団の主体的な取り組みが促されることを期待したい。

L-15 地域子ども教室への参加人数

地域子ども教室が未実施であったが、コロナ禍で学校教育に制限があるなかで、子どもたちが多様な経験ができる場を提供できる事業には大きな意味があると思われる。コロナ禍で実施できない事情もよくわかるものの、感染拡大防止に配慮しつ

つ、多様な経験を提供できる代替的な事業の模索等もなされるべきではないか。

L-16 青少年健全育成活動事業への参加者数

青少年健全育成活動事業への参加者数については例年低調に進行しており、コロナ禍においては参加型事業をすべて中止したことによって参加者数は0人であった。そもそも参加型の事業が望ましいのかどうかを含めて、青少年の健全育成にとってより効果的な事業について再検討することも必要であると思われる。

L-17 人権教育に関する事業への参加者数

すべての事業を中止することなく実施したことで、目標値の半分ではあるものの、参加者があったことは評価できる。人権尊重の意識を寛容するには継続的な取り組みが必要であることから、今後、事業の実施件数を増やす、実施方法を変更するなど、参加者数の増加と啓蒙を期待したい。

L-18 平和関連事業への参加者数

すべての事業を取り止めにせずに実施したことで、目標値には未達であるものの、参加者があったことは評価できる。今後、平和関連事業の実施について、公民館、図書館、博物館等と連携した実施等、平和意識を涵養するようなさらなる取り組みを期待したい。

L-19 市民文化祭への参加団体数

コロナ禍で市民文化祭を中止したことは致し方がないとしても、市民文化祭が市民の芸術・文化活動の成果発表の場であることを考えれば、別の仕方で市民が成果発表できる場を模索することも検討されるべきではないか。

L-20 文化財を活用した事業件数

文化財を活用した事業件数について令和元年度の時点で目標値を達成していたことから、コロナ禍にもかかわらず、4件実施できていること、また、昨年度まで実施されていない動画配信を行っていることもコロナ禍における対応として、そしてまた、ポスト・コロナの時代における在り方として、評価できるところである。文化財が市民が共有すべき重要な教育財であるという認識のもと、多様な事業の計画・実施を期待したい。

2 教育全般について

第4次狭山市総合計画前期基本計画に掲げられた教育関連施策の成果目標は、計画期間最終年度となる令和2年度においては、全20項目すべてにおいて目標値が達成されなかった。その最大の要因は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によることと考えられる。しかしながら、目標値に届かないながらも、経験したことの無い状況の中で、可能な方法を工夫しながらの取り組みや意欲的な今後の取り組み予定もみ

られる。以下、分野ごとに述べていきたい。

(1) 生涯学習の促進について

アンケート未実施のために達成状況が不明な評価項目が多いものの、新型コロナウイルス感染症の影響で、実績値は目標値を大幅に下回っていると推測されている。「生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数 (L-3)」の「今後の取り組み予定等」には、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、オンラインによる講座やイベントの実施についても検討を進めていく」と、状況に対応していく姿勢が示されてはいるが、今年度の取り組みとして例年と異なる工夫があったのかが明確でない点が大変残念である。

各種事業が中止となるのは、状況を見ればやむを得ない判断である。また、生涯学習の促進には、市民活動の活性化が欠かせない。日常生活に自粛を強いられる状況の中で、活動自体が縮小するのも仕方のないことである。しかしながら、施策の成果とは何を持って図られるべきかという本質に立ち戻るべきであると感じた。数値目標の達成は評価の手段でしかない。ここでの施策の目指す姿は「だれもが・いつでも・どこでも学ぶことのできる環境が整備され、多くの市民が学習活動に取り組むとともに、学習した成果を地域活動などに生かしています」、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる環境が整備され、多くの市民が日常的にスポーツ活動を行なっています」となっている。目標数値達成が、感染症拡大という特殊な事情によって困難になった中で、問われるのは「目指すべき姿」の達成に向けて「この状況下で何を行なったのか」であろう。

コロナ禍の中で、情報発信等をどのように工夫したのか、学びたいけれど状況が許さず学べない市民のためにどんな働きかけを行なったのか、様々な事業が中止となる中で市民のニーズにどのように対応したのか、など数値目標が「未達成」であることだけではなく、そうした代替的な実践についての記述が欲しいと感じた。もし、そうした取り組みや工夫がないのであれば、それは今後に向けて大いに反省すべき点である。

(2) 学校教育の充実について

目標の達成はなされていないものの、新型コロナウイルスの影響の中で可能な手段が模索されている点が評価できる。また、「今後の取り組み予定等」に具体的かつ実現可能な取り組みが新たに取り入れられており、学校教育の充実に向けての意欲的な姿勢が感じられる。

例えば、「学校支援ボランティアの派遣人数 (延べ人数) (L-13)」は昨年度より実績値が大幅に減少し、目標値も未達成であるが、「別室で宿題の丸付を行うなどの後方支援」を行なったとの記載がある。確かに、令和2年度及び最新号のSSVC発行情報紙「共に学ぶ」には、思うような支援ができない歯痒さを感じながらも、少しでもできる支援を探して取り組んでいる様子が記され、子どもの学びを止めないよう、学校と地域が一体となって取り組みを模索してきたことがわかる。同様に「学校応

援団の活動人数（L-14）」も「できる範囲での活動に取り組み」実績値がほぼ目標値に近い数字を達成している。

新たな取り組みがみられる項目としては、「全国学力・学習状況調査の平均正答率（L-7）」の「今後の取り組み予定等」において、「令和3年度より導入した1人1台端末を活用した学習について授業力向上研究委員会を中心に研究していく」との記載がある点が注目される。社会から大きく遅れた学校のICT環境を抜本的に改善すべく、GIGAスクール構想が本格的に実践に移ることになる。OECDが2018年に実施したPISA調査では、日本の生徒はコンピュータを使って宿題をする頻度がOECD加盟国中最下位、また同年に実施されたTALISでは、日本の教員が学校で児童生徒に課題や学級での活動にICTを活用させる割合が同調査参加48カ国中47位という結果が示された。教育へのICT活用については未だに様々な意見が聞かれるが、世界的な動向からいけば、待ったなしで取り組むべき課題と言える。しかし、困難なのは、従来の授業を単純にICTに置き換えれば良いというわけではない点だ。教員には、従来とは異なる授業設計や教材の活用、またデジタル機器活用に際した子どもの発達段階の捉え直しが求められる。新時代の教育を作り出すための第1歩とすべく、研究を進めていくとともに、発展的に展開していくことを期待している。

その他にも「埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度（L-8）」の「今後の取り組み予定等」にある「規範意識を向上するため、家庭や地域へ学校の道徳授業などの情報発信につとめ、家庭教育への普及を図る」という文言が良い。学校・家庭・地域との連携を前提としている点が評価できるだけでなく、「規範意識を向上するため」という目的が明記されている点に高い実現可能性を感じた。感染症の影響は長期化が見込まれるが、次期計画期間においてもさらなる充実を期待するものである。

（3）その他

青少年の健全育成や人権と平和の尊重、市民文化の役割と国際化への対応に関する施策においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、実績値が前年度よりも大幅減の結果となったが、各事業が可能な方法を模索したことが伝わってくる点が評価できる。「市民文化祭への参加者数（L-19）」は、市民文化祭を中止したために実績値は0団体となったが、実際には「代替事業」として「作品展示等」を行った旨の記述があり、この時勢での代替としては妥当で実績値としてカウントしても良いと思うほどだ。また、「文化財を活用した事業件数（L-20）」でも、動画配信などの取組が見られる。こうした新たな試みは、新型コロナウイルス感染症の収束後にも継続できる取り組みとなり得るだろう。

最後に、教育関連施策の成果目標の点検評価表全体に共通する今後の課題として、以下の点を指摘しておきたい。

前述した点と重複するが、目標数値による量的評価のみならず、質的な省察とそのための現状分析の視点をもっと含めるべきであると考え。令和4年度の高等学

校における全面実施をもって全校種において適用されることとなる新学習指導要領だが、今回の改訂の特徴は、学校教育の「質的転換」を強く求めている点にある。ゆとり教育導入の際の教育改革は、「授業内容」や「授業時間」等の量的転換によって行われた。しかし、今日教育に問われているのは「どのくらい行ったか」ではなく、「どのように行い」「どんな成果があったのか」である。アクティブラーニングという文言をあえて、「主体的・対話的な深い学び」と言い換えたのは、そうした趣旨に鑑みると非常に示唆的である。グループワークやディスカッション等の、いわゆるアクティブラーニングと捉えられる教育方法を「どの程度用いたのか」は問題ではない。その結果として、児童生徒の学びが「深い学び」に結びついているのかが問われている。教育を捉える際の「質的評価」の視点は、今後はより不可欠なものとなっていく。

この背景は、多様な学習者の学習ニーズに対して、多様な学習機会の提供が求められていることにある。ICT の教育活用はその環境を整えるために大きな力を発揮するだろう。今後は、既成の固定化された学習機会だけではなく、学習者に合わせてカスタマイズされた教育提供が求められていく。また、自分のニーズにあわせた学習カリキュラムを、自ら構築できる力の育成が求められる。そうした流れを、教育現場や教育行政が止めることがないように、より柔軟で大胆な発想で新たな教育のスタイルを創造していくような取り組みが求められる。令和 3 年度からの後期計画の新たな 5 年間の中で、それこそ学びの「質」を変革させるような、挑戦的かつ先進的取り組みが狭山市から出現することを期待したい。

東京家政大学家政学部児童教育学科教授 走 井 洋 一 氏
武蔵野短期大学副学長・幼児教育学科教授 野 村 和 氏